

「政府の取組に対する「新しい公共」推進会議からの提案（素案）」への意見

特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター 事務局長
一般社団法人日本サードセクター経営者協会(JACEVO) 執行理事兼事務局長
藤岡喜美子

1. はじめに

- ・ 「新しい公共」は政府・行政セクター、企業セクター、サードセクターが連携と関係を持ちながらそれぞれのセクターの組織の改革と一体的に変化により、新しい公共を創出していくものと思われる。
- ・ 「新しい公共」を具現化していく上で、その担い手の問題が最も重要であると考える。（新しい組織の自己成長と伝統的な組織の自己改革）
- ・ 担い手は、営利組織と非営利組織、そして非営利組織は地域レベルで活動するコミュニティ・グループから公共サービスの担い手として社会課題を解決する成果を生みだすことができるボランタリー組織まで、大小様々な組織を広範に捉え、それらが地域や社会に対して、成果の出せる活動を重層的に展開していくことが重要である。双方への有効な支援は異なり、双方への有効な支援が必要である。

2. 「I. 23年度税制要望、予算要求について 2. 予算 原則2」(P3)について

- ・ 「新しい公共」の具現化に向けて、「原則2 多様な担い手の参画を促進する」を具体的に推し進めていく必要がある。
- ・ 「多様な担い手が参画できる仕組み」については、以下の点が重要である。
 - ① 行政の「決定」と「実施」を区別し、「実施」の部分において、公平な競争条件に基づき、いかに多様な担い手が参入できる仕組みをつくるかということ。
 - ② 分野横断的なNPOセクターが何とか成立し、公益法人制度改革がスタートした。これまでの非営利法人制度が主務官庁別に複雑に分岐している現状を転換し、協同組合や社会的企業なども含めた一体的なサードセクターを構築することがカギとなる。サードセクターを分断している現行制度を改革し、可能なかぎり統一的で公平な法人格制度や税制を整備すること。

3. 「II. 取組の進化に向けて (2)市民セクター等と行政の関係のあり方」(P4)について

市民セクター（サードセクター）等と行政の関係においては、次の点が重要であると考える。

- ・ 「新しい公共」の担い手が利用者目線でサービスの質の向上と量の拡充を可能とし、そのよさを発揮できる関係が重要である。
- ・ 政府・行政と市民セクター（サードセクター）がお互いの役割と価値を承認し合い、政府・行政活動や公的資金に関する国民、市民へのアカウンタビリティを確保しつつ市民セクター（サードセクター）の自律性を最大限に保障するための「協約」について合意することが中心的内容となると考えられる。

- ・これを出発点に、市民セクター（サードセクター）を担い手として位置づけた公共サービス改革、政府・行政による市民セクター（サードセクター）支援政策、市民セクター（サードセクター）が担い手として活動しやすいようなインフラ整備などの政策が展開されていくことが期待される。

＜ポイント＞

新しい公共の担い手を行政と対等な協働相手と位置付ける

- ① 担い手の政策立案プロセスへの参画を促す。（P 4）
上記に加え下記のことが必要である。
- ② 担い手の選定のあり方の検討
- ③ 成果目標を明示した契約のあり方の検討
- ④ 事業実施過程におけるチェック
- ⑤ フルコストの保障
- ⑥ 成果評価と改善

＜市民セクターと政府・行政セクターの関係を整理することで創発される、NPO などの組織の活動イメージの事例＞

特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわやか愛知（別紙 1 参照）

収入構造：総収入約 2 億 7660 万円。うち公的資金 1 億 9 千万円。

サービス：公的資金による制度内サービス（介護保険制度、障害者自立支援制度、病児保育バウチャー制度など）だけではなく、自主事業として制度外サービス（たすけあい活動）を一体的に利用者に提供することで、利用者目線にて、利用者のあらゆる困ったに対応し、高齢者・障がい者・子育て家庭などが毎日を尊厳をもって安心して暮らせることを可能としている。

4. 専門調査会の設置について

- ・ 第 1 回「新しい公共」推進会議において示された「政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会」（以下、専門調査会）について、その下部組織として、次の 2 つの作業部会の設置を望む。
- ・ 新し公共の担い手は、コミュニティ組織とボランタリィー組織とそのネットワークについては支援のあり方がことなるので、各作業部会において、専門家、実践者などの協議のあとに、総合的な方針を示すことが適切であると思われる。

＜作業部会（案）＞

- ① 政府・行政と市民セクター等の関係に関する作業部会
※検討事項 1（「新しい公共」と行政の連携の在り方）
検討事項 2（行政と市民セクター等との公契約や協約の在り方）
検討事項 4（「新しい公共」の活動基盤整備）
- ② 住民自治確立に向けた作業部会
※検討事項 3（行政と市民セクター等との相互交流の促進）
検討事項 5（住民同士の支え合いのネットワークづくりへの支援）
検討事項 4（「新しい公共」の活動基盤整備）

5. さいごに

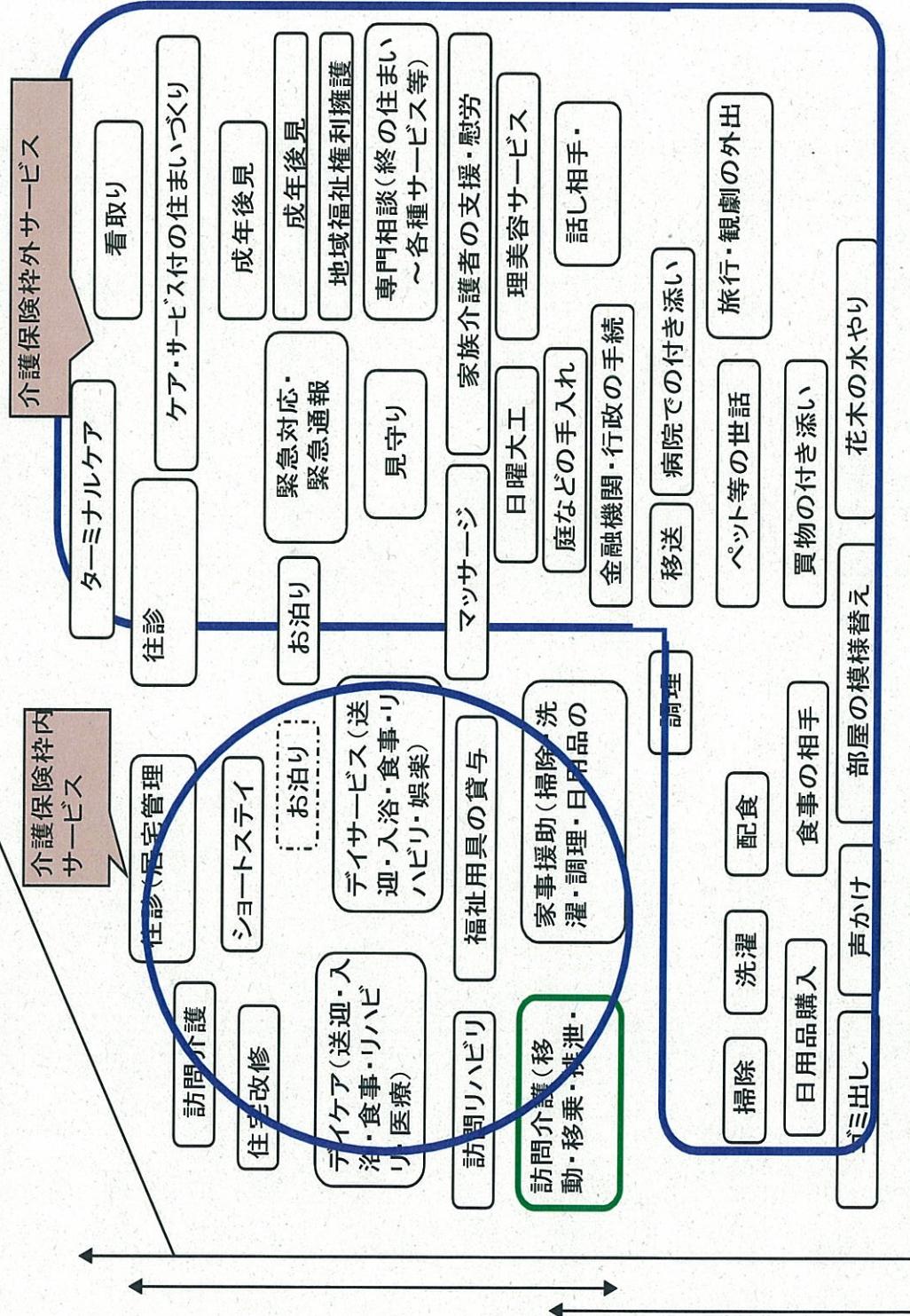
- ・ 推進会議および専門調査会でも参考にしていただきたく、次回会議までに 2004 年のイギリス調査報告書（コンパクト）、チェンジアップ、フルコスト・リカバリーなどイギリスの一連の流れにおける政策についての資料を準備します。

以上

高齢者の生活を支える各種サービスの性格と制度との関係

分野・機能の専門性・効率性

一定以上の高度な技術・ノウハウを必要とし、生活基盤や身体能力強化から生活の質の保障までを専門的に支えるサービス



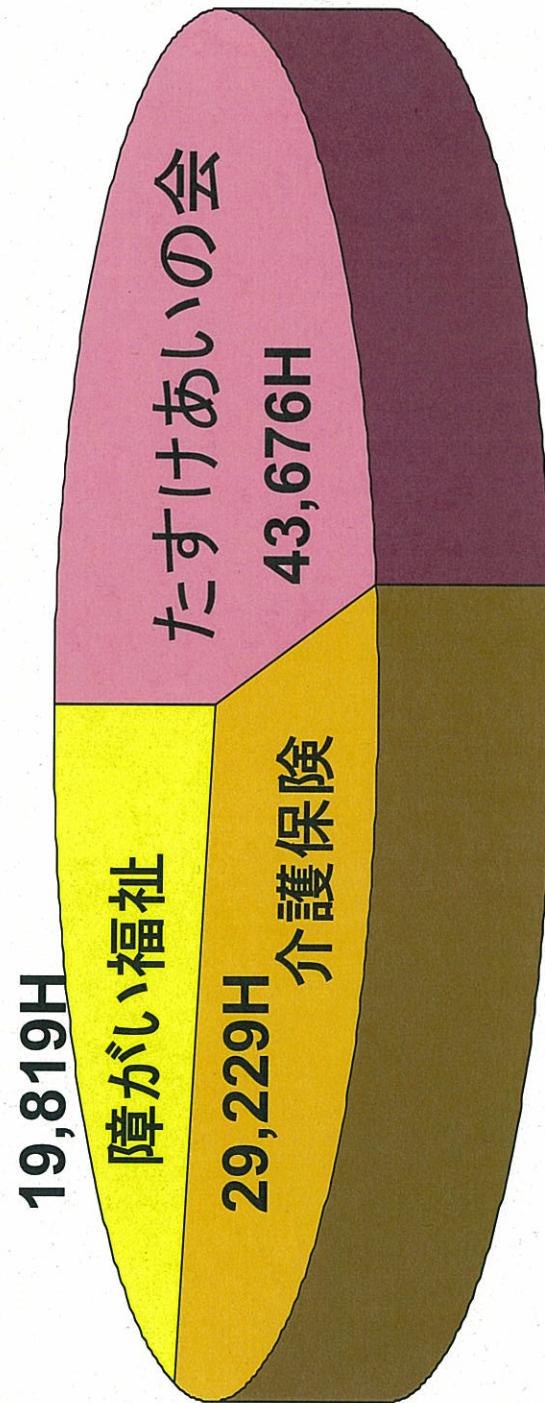
生活基盤・身体能力(ADL)を支え、基本的な生活力を強化するサービス

めざす生活の多様性・高質性(QOL)

豊かな生活の質(QOL)と『その人らしさ』を支えるサービス

©Shiminforum21 NPO centre All Rights Reserved. 無断転載禁止

訪問活動時間 21年度



事業収入 21年度

